

仕 様 書

1 業務名称及び対象施設（所在地）

- (1) 業務名称
南区役所男子トイレ小便器配管交換業務
- (2) 所在地
南区役所（札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1）

2 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで
なお、作業実施にあたっては施設管理者と十分に日程調整を行うこと。

3 業務内容

各階男子トイレ小便器の排水管詰まりを解消するため、配管を部分交換する。
また、既存小便器は再利用し、便器内の尿石等も可能な限り除去すること。
詳細については、別紙のとおり。

なお、作業期間中はトイレ内を使用禁止とするため、市民利用の観点から複数個所を同時に作業することが出来ないことから、事前に委託者と工程を調整して実施すること。

- (1) 1階男子トイレ
既存小便器は撤去・再取付（再利用）し、小便器設置壁面内の便器接続管、横引き管、立管接続部までの配管を交換するとともに、既存小便器内の尿石も可能な限り除去すること。
階下の天井面に影響のある作業や排水管交換作業等を行わないこと。
- (2) 2階男子トイレ
1階男子トイレと作業内容同じ
- (3) 3階男子トイレ
1階男子トイレと作業内容同じ
- (4) 設置後、試運転を行い、正常に作動し、各部漏水等異常の無いことを確認すること。
- (5) 設置により発生する廃材は適正に処理すること。
- (6) 本業務では、揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン）を含まない機器、建材を使用すること。

4 現場条件

- (1) 作業時間
午前8時45分から午後5時15分を基本とするが、これ以外の時間も施設運営に支障のない範囲で実施可能とする。ただし、具体的な作業工程については、委託者と

事前に十分に調整を図ること。

(2) 作業現場の安全管理

施設利用者等への安全対策は本業務内に含むこととするので、安全管理を徹底し、十分な確認のもとで作業を行うこと。万が一、周辺物に破損等が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、修繕を行うこと。なお、受託者自ら瑕疵のある事故等に関しては、一切の責任を負うこと。

(3) アスベスト対策

ア 天井フレキシブルボード（レベル3相当）の切除等、アスベストの飛散が想定される作業を行う場合には、関係法令の規定による調査、届出等に遺漏がないよう留意するとともに、作業に当たっては、十分な防護対策を講じること。

イ 1階床下、地下室天井には吹付アスベスト（レベル1、封じ込め施工済）が存在することから、地下室天井部分に影響する配管作業等を行うことなく、十分注意して施工すること。

ウ 作業中にアスベストの含有が疑われる建材を新たに発見した場合、すみやかに作業を中止し、アスベストが飛散しないよう現場を保存するとともに、委託者の担当職員に報告し、今後の業務遂行について協議すること。

(4) 資機材の設置及び運搬

資材及び機材を設置する場合は、基本的に作業するトイレ内のみとし、その設置においては事前に施設管理者と十分に協議すること。また、資機材の運搬のために車両を敷地内に駐停車させる場合についても、施設管理者と十分に協議し、その指示に従うこと。

(5) その他

ア 施設への入退時は事務室に必要事項を伝達し、確認を受けること。

イ 作業入場者は会社名入りネームプレート又は腕章等を着用すること。

ウ 本業務の履行に際して、施設の維持管理業務及びその他の作業との間で必要となる調整事項は、委託者が指定する者と緊密に連携を図ること。

5 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行においては、以下の点を中心に、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、ガス、水道又は温水等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。

(3) 業務に係る雑材消耗品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインにより環境負荷低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の促進に努めること。

6 提出書類【提出時期】

(1) 次の各書類【契約締結後速やかに】

ア 業務工程表（他業務との調整が必要な場合は基本工程とする。）

イ 業務責任者指定通知書

ウ 作業員名簿

(2) 安全データシート（SDS）【業務着手後～施工前】

(3) 次の各書類【業務完了後】

- ア 完了届（本市ホームページに公開する共通ファイルを使用して作成すること）
- イ 作業報告書（打合せ記録や調査報告等、業務の遂行に当たり必要となった資料）
- ウ 作業写真（作業前、作業中、作業後の工程が確認できる写真）

(4) その他委託者が指定する書類【随時】

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に関して疑義がある場合は、事前に業務担当職員と文書による協議を行うこと。協議後は速やかに記録簿を作成し提出すること。
- (3) 業務作業中に事故や異変があった場合は、速やかに業務担当職員に連絡すること。なお、業務担当職員と連絡が取れない場合は、施設管理者に連絡を行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の文書による協議にて定める。

8 発注担当

札幌市南区市民部総務企画課庶務係 菅原（電話 011-582-4705）

札幌市南区真駒内幸町2丁目 南区役所3階

（メールアドレス）minami.shomu-keiyaku@city.sapporo.jp

別紙

階数	場所		内容	型式等	数量	備考
1	男性	小便器				
			壁掛小便器	U-370	4 台	既設再利用
			排水用塩ビライニング鋼管	80A~5m	1 式	
			同上、継手類		1 式	
			塩化ビニール管(VP)	50A~3m	1 式	
			同上、継手接合材		1 式	
			小便器壁フランジ	VP50用	1 式	
			消耗品		1 式	
			配管作業		1 式	器具脱着、既設管撤去共
			保温作業		1 式	
			便器清掃、養生清掃、撤去品分別搬出処理		1 式	
2	男性	小便器				
			壁掛小便器	U-370	3 台	既設再利用
			排水用塩ビライニング鋼管	80A~5m	1 式	
			同上、継手類		1 式	
			塩化ビニール管(VP)	50A~3m	1 式	
			同上、継手接合材		1 式	
			小便器壁フランジ	VP50用	1 式	
			消耗品		1 式	
			配管作業		1 式	器具脱着、既設管撤去共
			保温作業		1 式	
			便器清掃、養生清掃、撤去品分別搬出処理		1 式	
3	男性	小便器	2階と同様			